

『西南学院史紀要』の編集について

編 集 方 針

1. 建学の精神を明らかにするために、キリスト教主義学校としての西南学院の歴史を記録する。
2. 西南学院の教育・研究を検証し、将来に向けての提言及び問題提起を行う。

執 筆 要 領

1. 文体は、「である」体で統一する。
2. 年号は、原則として西暦、または和暦の併用とする。
例) 平成19年1月1日 → 2007年1月1日または2007(平成19)年1月1日
3. 資料の引用は、原則として原文に忠実であることとする。
4. 執筆者の肩書きは、巻末の執筆者紹介でまとめて掲載する。
5. 写真を提出する場合は、説明文(キャプション)をあわせて提出する。

執筆に関する内規

1. 『西南学院史紀要』に執筆できる者は、百年史編纂委員会が執筆を依頼、または承認した者とする。
2. 原稿は、原則として横書きとし、本文20,000字までを基準とする。これを超えるものはあらかじめ百年史編纂委員会の同意を得るものとする。
3. 執筆者による校正は、原則として二校までとする。
4. 執筆者には、原則として原稿料を支払う。原稿料の計算については別に定める。
5. 執筆者には、掲載誌を5部謹呈するものとし、抜き刷りは原則として行わない。
ただし、執筆者の申し出がある場合は、執筆者の実費負担にて抜き刷りを印刷することができる。
6. 紀要に掲載された原稿は、本学のホームページ等で公開されることをあらかじめ承諾するものとする。
7. 上記以外の問題および原稿の執筆、校正にあたって問題が生じた場合は、百年史編纂委員会委員長が決定するものとする。
8. この内規の改廃は、百年史編纂委員会で決定する。

紀要原稿料の取り扱いについて

1. 原稿料については特に定められたもの以外は「論集及び研究叢書刊行規則」を根拠により算出する。
2. 原稿料は1ページ37文字で33行を基本とし、論文については1,200円、資料又は書評は720円で算出する。
3. 写真または挿絵は原稿料に含まないが図表は含む。
4. 1ページに満たないものについては、2分の1以上は1ページとして扱い、2分の1未満のものは0.5として扱う。
5. 論文は30,000円、資料または書評は17,000円を上限とする。
6. 学外者の執筆も本学と同額とする。
7. 役職上（巻頭言、編集後記など）の執筆者には、原稿料は払わない。
8. 職員の役職上の執筆は、原稿料の対象外とする。

以上